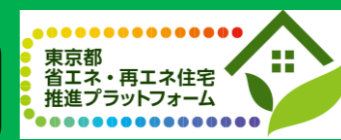


新築住宅への感震ブレーカー設置補助について

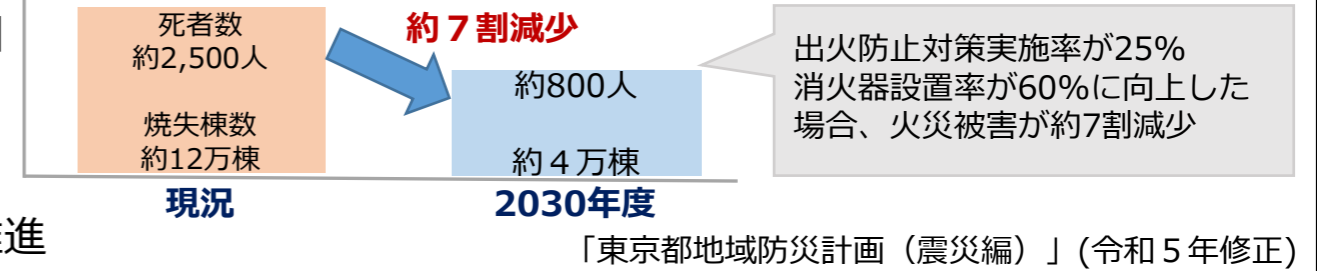
総務局



1. 背景と事業目的

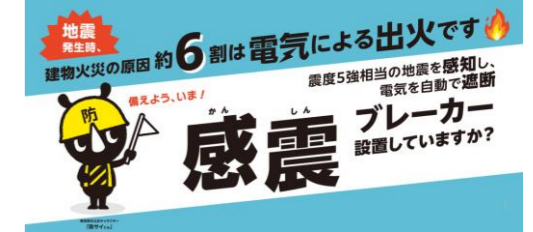
- 阪神淡路大震災や東日本大震災の大地震発生時の火災の約6割は電気が原因
- 東京都は、今後、感震ブレーカー設置の促進や消火器設置などの推進により地震発生時の火災による人的・物的被害が約7割減少すると推計
- 2030年度までに都内における感震ブレーカーの設置率25%を目標**に推進

【出火防止対策と初期消火対策の推進による火災被害の軽減効果の推計】



2. 東京都のこれまでの取組

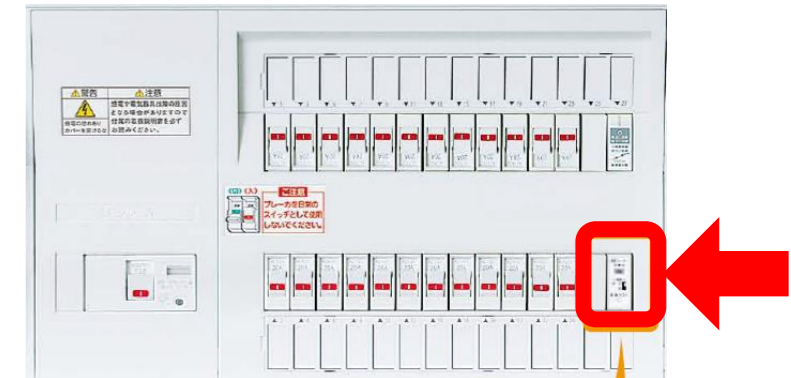
- 延焼リスクの高い木造住宅密集地域の木造住宅世帯を対象に、感震ブレーカー（コンセント型）を無償配布したり、全世帯を対象に、出火防止対策に関するリーフレットを配布するなど、都民への普及啓発を実施



3. 令和7年度の新規事業

感震ブレーカーを設置する住宅を新築する住宅事業者への補助を実施する。

- 補助対象：住宅事業者を建築主とする「分譲・建売住宅」等で、令和7年4月1日以降に都内で着工する新築住宅
※居住用の戸建て・集合住宅を対象とするが、原則として木造住宅を想定
- 対象経費：対象の新築住宅に設置した分電盤タイプ（内蔵型）の感震ブレーカー購入費
※感震ブレーカーは「一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付2）」の規定に定める構造及び機能を有するもの
- 補助率：1/2（補助上限額 3万円）



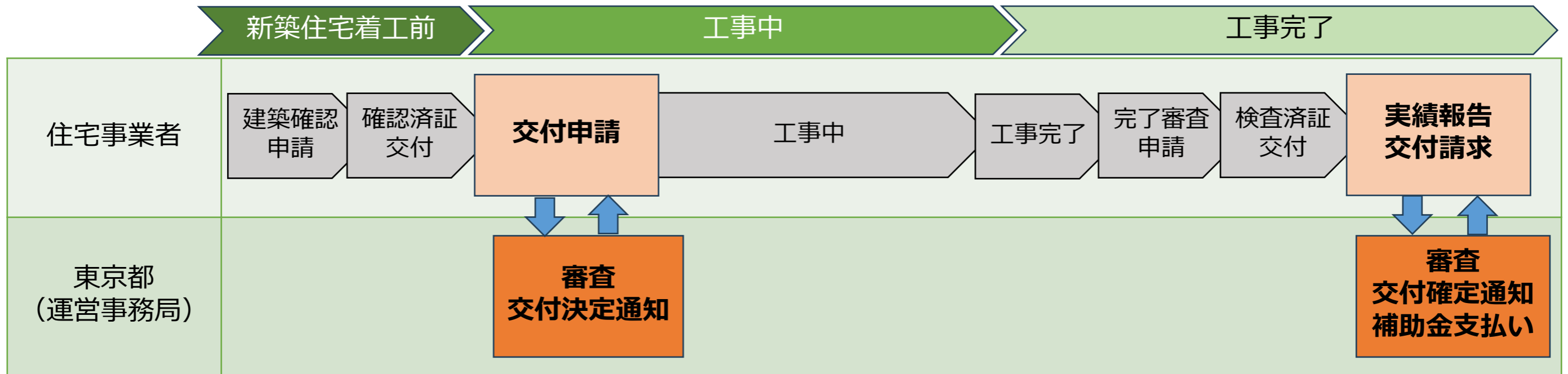
分電盤タイプ（内蔵型）の感震ブレーカー例

4. 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年4月 実施要綱等を策定
- 令和7年5月頃 第1回連絡協議会にて説明
- 令和7年8月頃 運営事務局を設置し、補助金申請受付など開始

5. 申請・交付の流れ（案）

※申請・交付手続きは、原則として電子申請を予定



6. 問合せ窓口（8月の運営事務局設置まで）

東京都総務局 総合防災部 防災戦略課 調整担当

電話番号： 03-5320-7449（直通）

メールアドレス： juutaku@section.metro.tokyo.jp